

## 多世代交流型住宅ストック活用推進事業についての公示

平成27年4月10日  
国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、多世代交流型住宅ストック活用推進事業について公示します。

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

多世代交流型住宅ストック活用推進事業

#### (2) 事業目的

本事業は、住宅に関する総合的な相談をワンストップで受け付ける体制を整備のうえ各事業者間の連携を調整し、モデル的な取組みを行おうとする者に対して、国がその実施に要する費用の一部を補助することにより、中古住宅等の多世代にわたる持続的な利用を通じて、住替え、移住または二地域居住などの多様なライフスタイルが促進され、地域活性化が図られることを目的とする。

#### (3) 事業内容

##### ①相談体制整備等に係る事業

###### ア、総合相談窓口の設置

個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域居住の検討者、地域内で事業を実施しようとする利活用検討者を主たる対象として、個人住宅等の有効活用や住替え等に係る相談に総合的に対応する常設のワンストップ相談窓口を設置すること。

###### イ、相談業務の実施

設置した相談窓口において個人住宅等の有効活用に関する相談員による面談相談、電話・メール相談、関係主体（民間事業者、専門家及び行政等）への相談連携を実施すること。

##### ②モデル的取組みに係る事業

ア、個人住宅等を有効活用するため、住替えや移住等に必要となるリノベーションや融資に関するスキーム等を検討・実践するなど、住宅としての流通を促進することに主眼を置いた取組みを行うこと。

例) リフォームやリノベーションの推進による売買や賃貸の流通促進、DIY賃貸の促進

イ、個人住宅等を本来の使用目的ではなく居住以外の観点で有効に活用するために、必要となるコンバージョン（転用）、改修や融資等に係るスキームを検討・実践するなど、住宅以外に活用することに主眼を置いた取組みを行うこと。

例) 移住体験事業（お試し居住）の実施、空き家を転用したレストランや宿泊施設としての有効活用 等

#### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

補助金交付決定通知の交付日（平成27年6月下旬目途）から平成28年3月25日まで

## 2. 補助事業者

補助事業者は、個人住宅等の有効活用に関係する民間事業者及び専門家等により構成される団体(団体の種別は問わない)であり、都道府県または市町村(以下「行政等」という)が関与し、事業実施期間が終了した後においても、継続して相談業務等を行うことが認められることを要件とします。

なお、本事業における代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、事業実施に係る責任体制を整備する必要があります。

## 3. 提案の手続等

### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅総合整備課 多世代交流型住宅ストック活用推進事業担当  
電話03-5253-8111(内線39335)  
ファクシミリ 03-5253-1628  
電子メール [terashima-k2rj@mlit.go.jp](mailto:terashima-k2rj@mlit.go.jp)

### (2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成27年4月10日から平成27年5月29日(金)まで
- ②方法 募集要領の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで電話連絡を行い、手渡し、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により交付する。

### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成27年5月29日(金)18時まで(必着)
- ②場所 上記3(1)の担当部局
- ③方法 上記3(1)の担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により3部(正本1部、副本2部)。

## 4. 補助事業者の選定

提出された応募書類等について書類審査等を行い、1(3)に掲げる事業ごとに、事業の目的に合致したものを採択します。

## 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則破棄する。なお、返却を希望する場合は、応募書類を提出する際に、その旨を申し出ること。
- (7) 同一の内容で、国または地方公共団体より補助金を受けている場合は対象外となる。
- (8) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。
- (9) 詳細は、別途交付する募集要領による。